

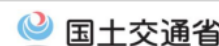
自動車技術総合機構・軽自動車検査協会 におけるロービーム計測について

国土交通省物流・自動車局
令和6年5月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ヘッドライトの測定方法について(現状)



(1)ヘッドライトの基準

- 平成10年(1998年)9月以降に製作された自動車は、**ロービームの基準**に適合しなければならない旨、規定。

(2)測定方法

- 以下のとおり**ハイビーム計測**でも可能とする経過措置を経て、令和6年(2024年)8月までに全国的に**ロービーム計測に完全移行**する旨、決定・周知(令和5年8月)。

〔ロービーム計測への完全移行時期は、地域ブロックごとに決定しており北海道、東北、北信、中国は移行済み。〕

時期	計測方法
平成27年(2015年)9月以前	ハイビーム計測
平成27年(2015年)9月～	ロービーム計測 or ハイビーム計測
令和6年(2024年)8月(予定)	ロービーム計測

- ロービーム計測への完全移行を周知したところ、多くの意見。
- 現在、整備関係の諸課題について、全国各地で意見交換会を実施しているところ、21箇所よりロービーム計測に関する意見。
- ロービーム計測の合格率が低い県で意見交換会(約200人参加)を実施したところ、以下のような意見。

<ご意見>

(1) 周知期間について

- ①令和5年8月に決定し、開始が令和6年8月と周知期間が1年では短すぎる
- ②ユーザーの認知度が低い。間に立つ整備工場が苦慮する。国からライトの交換が必要になることもある旨周知してほしい。

(2) 点検整備について

- ①古い車種は、カットオフライン等がはっきりしない。レンズを磨くだけでは合格しない車両もある。
- ②オートライト搭載車種など光軸調整が難しい車種がある。
- ③事前にテスターで調整しても不合格になる場合がある。
- ④完成検査切れ車両、初回車検時にも合格しない場合もある。
- ⑤ロービーム計測に調整すると、ハイビームがまぶしくなる場合がある。

(3) 交換部品について

- ①古い車種は交換部品がない。
- ②部品交換した場合、10万円超かかる。

(4) その他

- ①古い車種等、ロービーム計測が困難な車種については、救済措置を検討してほしい。
- ②実態調査をしっかりとって欲しい。

- **ロービーム計測への完全移行の期限を令和8年(2026年)8月まで延期。**
(従前:令和6年(2024年)8月)
- 一方で、北海道、東北、北陸信越、中国地域では、ロービーム計測への完全移行が済み、他の地域でも可能な限り速やかに完全移行できるよう、運輸局と関係者が協力して以下の取り組みを実施。

<取り組み>

- ①国交省、機構は、自動車ユーザーに対し、ロービーム計測に移行すること、また、一定の整備費用が必要となることなど周知・啓発を図る。
- ②国交省、機構は、ロービームに対応する整備手法を調査、整備事業者に周知する。
- ③国交省、機構は、光軸調整ができない、交換部品が無いなど対応が困難な車種の実態を調査、これを踏まえた対応を検討する。
- ④国交省、機構は、測定機器の機差などの実態調査、これを踏まえた対応を検討する。

- 上記取り組みを実施するとともに、整備事業者に対し経過措置期間中であっても、ロービーム計測で合格するよう指導を行う。